

## 青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第20回）議事概要

1 日時 平成26年2月12日（水）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順，敬称略）

荒谷明治（地），浦野真美子（地），貝森敦子（家），葛西 聡（地），  
佐藤恵子（地家），沢森順子（家），志田博文（地家），高木勝己（家），  
高橋麻規子（家），竹中司郎（家），田中宏幸（地家），林 博美（地），  
若山恵佐雄（地家）

(2) 説明者

刑事部総括判事，地裁事務局長，家裁事務局長，地裁事務局次長，家裁事務局次長，民事首席書記官，刑事首席書記官，首席家裁調査官，家裁首席書記官，裁判員調整官

4 議事

(1) 開会

(2) 委員長挨拶

(3) 委員の異動関係説明

(4) 新委員の紹介（敬称略）

葛西 聡，若山恵佐雄

(5) 協議テーマ

ア 国民が利用しやすい裁判所庁舎について

イ 裁判員等に対する裁判所の配慮について

(6) 意見交換の要旨（◎委員長，○委員，□説明者）

ア 国民が利用しやすい裁判所庁舎について

◎ 青森の裁判所には、日々多くの事件が係属し、事件関係の当事者の方はもちろん、その他にも申立てや手続案内にたくさんの方が訪れている。さらに、裁判員裁判が始まった平成21年5月以降は、裁判員候補者や裁判員、補充裁判員として、より多くの方においでいただくようになった。

そこで、本日は実際に裁判所の庁舎内を見学していただき、初めて裁判所を訪れた方でも目的の部屋まで行くのに支障がないか、庁舎内の案内表示が分かりやすいものであるかどうかなどについて、御意見を伺いたい。

(その後、家裁総務課長が庁舎内を案内し、案内表示板の設置状況を説明  
― 庁舎見学終了後、大会議室に戻り協議を再開)

○ 床に行き先等が表示されているとの説明であったが、床に表示されていると意識をして見れば気付くが、知らないとなかなか気付かないのではないかな。

□ 先ほど実際に見ていただいたとおり、床以外に各階の壁にも表示をしている。それでも、実際に廊下で迷っている方や、部屋を間違えて来られた方に対しては、見かけた職員が声がけし、何の要件で来庁されたかを確認して、目的の部屋まで案内することで対応している。

○ 率直に申し上げて、非常に分かりにくい。記載された文字が小さく、立看板があることにも、見学の際に説明されて初めて気が付いた。裁判所で使われている文字のフォントも馴染みづらくて、読みにくい。裁判所の廊下に絵画が展示されていたが、暗い印象を受けた。もっと明るい絵を展示してもらいたい。また、民事部前の廊下に不動産競売物件の買い受けについて手続の流れを説明する掲示板が貼ってあったが、細い字で書かれているため、読むのに時間がかかるのではないかな。一方で、トイレを示すイラストの表示が目について分かりやすかった。その他の表示は、どこに行け

ばいいのか分からない。

- 私は、庁舎内を見学してみて、いろいろな所に配慮されているなど感じた。今回特に触れられていなかったが、裁判所のバリアフリーの設備はどうか。
- 障害者に対するバリアフリーの設備については、玄関スロープ、インターホン、点字ブロック、障害者対応エレベーター、階段手摺りの点字表示、オストメイトにも対応した多目的トイレ、車いすが整備されている。
- 1階の受付は、朝8時30分の開庁から夕方5時の閉庁まで、昼休み時間を含めて、常時職員が座っているとのことであり、場所も分かりやすいところであって良いと思う。できれば、ただ受付で待っているだけでなく、積極的に受付を担当する職員の方から来庁者に対し声がけをしてもらいたい。
- 初めて裁判所のいろいろな所を見学したが、危機管理に対応した建物の造りになっていると感じた。また、法曹関係者の文章は立派で分かりにくいものが多いが、裁判所の表示は「公用文書の書き方」に従った分かりやすい表記になっており良いと思った。言葉や用語の使い方も、いろいろな年代に対応されている。
- 日本語を話せない方への対応（表記）はどうか。
- 一緒に同行される方や、国際交流センター等の職員などの通訳ができる方を通じて対応させてもらっており、特に外国語の表記は行っていない。
- ◎ 様々な御意見を頂き感謝する。予算的な問題もあり、すぐに対応するのは難しい面もあるが、ただ今頂いた御意見は、今後、案内表示を検討する際の参考にさせていただきたい。

イ 裁判員等に対する裁判所の配慮について

- ◎ 平成21年5月から裁判員制度がスタートし、青森地方裁判所において

も、これまでに61件の裁判員裁判が行われ、500人近くの裁判員と補充裁判員（以下「裁判員等」という。）の方に参加していただいている。また、これらの裁判員等を選ぶため、1件当たり30人前後、多いときは60人を超える方に裁判員候補者として裁判所においでいただいている。今回は、これまでの裁判員裁判において、青森地方裁判所が裁判員候補者や裁判員等として来られた方に対し、御負担を少しでも軽減させるために裁判所が行っている配慮について御説明し、お気付きの点やこうしたらもっと良いのではないかとと思われる配慮などについて御意見をいただきたい。

□ 裁判員等に対する裁判所の配慮について、次のとおり説明した。

ア 裁判員選任手続の流れの説明（DVDを上映）

イ 手続全体に要する時間の短縮

ウ 待ち時間の工夫

エ 選任手続終了後の裁判員等への説明

（ア） 評議室，法廷等の庁舎の説明

（イ） 服装の説明

オ 公判期日について

（ア） 選任手続期日の数日後の公判期日開始

（イ） 連日開廷

（ウ） 開廷時の休廷

（エ） 審理中の情報伝達

（オ） 評議室

○ ただ今の説明では、裁判所の工夫によって、これまで2時間であった選任手続が90分に短縮されたとのことだが、その間、候補者同士は雑談できるのか。また、裁判員の服装は自由なのか。これまで、下駄を履いてきたり、帽子をかぶってくる人はいなかったのか。

- 特に禁止されているわけではないが、皆さん緊張されているせいか、雑談される方は少ない。裁判員等の服装は自由で構わないとあらかじめ説明しているが、委員が質問されたような方はいなかった。
- 裁判員等に選ばれたことを公言したり、マスコミからの取材を受けてもよいのか。
- 裁判員等に選任されたことは職務従事期間を終えるまでは公にすることはできないが、選任されたことを家族や職場に伝えていただくことは構わない。また、判決後であれば、マスコミから取材を受けても構わない。もっとも、評議の秘密や事件関係者のプライバシーに関しては守秘義務があるので、注意するよう裁判員等には説明している。なお、公開の法廷で行われたことに関しては、公にさせていただいても問題はない。
- 以前、他の裁判所で遺体の写真を見て心的外傷後ストレス障害（PTSD）になった裁判員がいると聞いたが、裁判員に選ばれた後、体調が悪くなったときに交替はできるのか。
- 補充裁判員の制度があり、裁判員は辞任の申し出をすることが可能である。当庁では、そのような証拠調べが予定されている事件については、選任手続で事件の概要を説明する際に、遺体写真等を取り調べる可能性のあることをアナウンスし、不安な場合は個別質問を希望するよう説明し、個別質問において、裁判員候補者から不安の内容等を聞いている。公判開始後は、裁判官及び職員が裁判員等の様子に目を配り、状況に応じた適切な対応をするよう心掛けている。
- 選任された後、公判が始まるまで数日あるということだが、裁判員候補者として出頭したことや裁判員等に選任されたことの証明書はいつ発行しているのか。また、選任手続の際は、おおよその終了時刻をアナウンスしているのか。
- 候補者の証明書は、選任手続内で対応している。裁判員等に選任された

ことの証明が必要な方には、個別に対応させていただいている。また、終了時刻の目安はお伝えしているが、その時刻よりも早く終了できるように工夫している。

- 守秘義務について、範囲、あり方、罰則等について、裁判員等に対してきちんと認識してもらう必要はないのか。
- 裁判員等に対しては、守秘義務の範囲について、職務が終了する頃に、その事件についてどんなことが評議の秘密及び関係者のプライバシーに関する秘密に当たるかを説明して、理解してもらっているほか、守秘義務が設けられた趣旨は、評議で裁判員や裁判官が自由な意見を言えるようにするためであることなどを十分説明している。その上で、何か疑問が生じた場合には、裁判が終了した後でも遠慮なく裁判所に相談するように説明している。
- 一般国民は、裁判に関して素人なので、守秘義務について説明されてもすぐに理解できないこともあり、過剰に心配してしまうのではないか。自分が裁判員になったということが、他から漏れることはないか。
- 裁判所から個人情報漏れることの無いように情報管理は徹底している。また、評議の際は、裁判員の方を名前ではなく、「○番さん」と番号で呼んでおり、個人情報は自分から話さなければ漏れることはない。

**(7) 次回開催期日**

平成26年9月17日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

**(8) 次回テーマ**

民事手続及び家事手続の中から選定する。

**(9) 閉会**